

障害福祉サービスについて

＜奈良市役所 障がい福祉課＞

※サービスを利用するには、それぞれの手続きが必要です。

◎障害のあるお子さん、発達に特性のあるお子さんが利用できる児童福祉法に基づくサービス

障害児通所支援

- ・児童発達支援（未就学児が対象）
児童発達支援センターや児童発達事業所で療育や生活の自立のための支援
- ・居宅訪問型児童発達支援（未就学児～18歳まで対象）
児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与等の支援
通所支援を受けるために外出が著しく困難な障害児が対象
- ・放課後等デイサービス（小学生～18歳まで対象）
児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービス
- ・保育所等訪問支援（0～18歳まで対象）
児童が通っている施設等を訪問し、児童及びスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法の指導等

◎主に障害のある者が利用できる障害者総合支援法に基づくサービス

訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で入浴や排せつ、食事の介助、掃除や買い物の家事援助、病院のつきそい等
- ・行動援護
ひとりで行動することが困難なため、外出時の移動支援（ガイドヘルプ）
- ・重度訪問介護、重度障害者等包括支援
入浴・排せつ・食事の介護や移動の介護等を総合的に行います。
- ・同行援護
視覚障害により移動することが困難な人の外出時の移動支援



日中活動系サービス

- ・生活介護：施設等での創作的活動や生産活動などへの支援
- ・療養介護
病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を行います。
- ・短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などにおける、短期間の施設入所支援
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）：日常生活や社会生活などの支援
- ・就労移行支援
生産活動等を通じて就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
- ・就労継続支援（A型、B型）
生産活動や就労機会の提供を通じて知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。



- 就労定着支援
一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）
食事や日常生活に必要なサービスの提供や相談を行います。
- 施設入所支援
入浴・排せつ・食事や生活の質の向上に向けた支援を行います。
- 自立生活援助
一人暮らしを始めた障害者の日常生活の支援を行います。



相談支援

- 計画相談支援
障害福祉サービスの申請にあたってサービス等利用計画を作成します。
- 地域移行支援
居住の確保や地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- 地域定着支援
常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談等を行います。



地域生活支援

- 移動支援：社会参加のための外出支援（ガイドヘルプ）
- 日中一時支援：介護する人の休息、一時的な日中活動の場の支援
- 地域活動支援センター
創作的活動または生産活動、社会との交流促進を支援
- その他
意思疎通支援
（聴覚、言語機能、音声機能、視覚障害の通訳者派遣など）
日常生活用具給付
成年後見制度利用支援 等

